

平成30年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
3月5日(月)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	5
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程について	6
○日程第4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第1号)	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第2号)	7
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例制定の件(議案第3号)	7
○日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業分担金条例制定の件(議案第4号)	7
○日程第8、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について(議案第5号)	7
○日程第9、埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更について(議案第6号)	7
○日程第10、公共下水道の汚泥の処理に関する事務の委託について(議案第7号)	7
○日程第11、工事委託協定の変更協定の締結について(議案第8号)	7
○日程第12、平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算	

(第4号) を定める件 (議案第9号)	7
○日程第13、平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件 (議案第10号)	7
○日程第14、閉会中の事務調査について	16
○議長の挨拶	17
○管理者の挨拶	17
○閉会の宣告	17

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第1号

平成30年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年1月30日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

- 1 期 日 平成30年3月5日
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
-

○会 期

平成30年3月5日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (12名)

1番	出	雲	敏太郎	議員	2番	持	田	敏	明	議員		
3番	内	田	達浩	議員	4番	小	川	直	志	議員		
5番	杉	田	恭之	議員	6番	柴	田	文	子	議員		
7番	大	曾	根	英	明	議員	8番	鈴	木	友	之	議員
9番	藤	原	建	志	議員	10番	藤	野		登	議員	
11番	高	田	克	彦	議員	12番	飯	田		恵	議員	

不応招議員 (なし)

平成30年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成30年3月5日（月曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第1号）

(2)議事説明者について

日程第 4 議案第 1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 5 議案第 2号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 6 議案第 3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例制定の件

日程第 7 議案第 4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業分担金条例制定の件

日程第 8 議案第 5号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第 9 議案第 6号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更について

日程第10 議案第 7号 公共下水道の汚泥の処理に関する事務の委託について

日程第11 議案第 8号 工事委託協定の変更協定の締結について

日程第12 議案第 9号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第4号）を定める件

日程第13 議案第10号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件

日程第14 閉会中の事務調査について

午前10時10分開会

出席議員（12名）

1番	出雲敏太郎	議員	2番	持田敏明	議員
3番	内田達浩	議員	4番	小川直志	議員
5番	杉田恭之	議員	6番	柴田文子	議員
7番	大曾根英明	議員	8番	鈴木友之	議員
9番	藤原建志	議員	10番	藤野登	議員
11番	高田克彦	議員	12番	飯田恵	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	齊藤芳久
会計管理者	真鍋修子	事務局長	加藤裕之
事務局次長	宇津木優明	事務局次長	高山淳
総務課長	中田真一	総務課長	大沢嘉史
業務課長	岡本義徳	業務課長	岸俊之
建設課長	菊地征一	建設課長	関根一樹
維持管理課長	飯田清貴	維持管理課長	安原仁

事務局職員出席者

書記	戸口義也	書記	福田尚也
書記	宇賀田優		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時10分)

○小川直志議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成30年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

○小川直志議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

改めまして、おはようございます。本日ここに、平成30年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年度末の何かとお忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件のほか、重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事に終了できますようご協力をお願い申し上げます、朝のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



◎管理者の挨拶

○小川直志議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 おはようございます。お忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本年度も残すところわずかとなりましたが、各種事業もおおむね順調に進んでおり、ひとえに議員各位のご指導、ご協力のたまものであり、心から御礼を申し上げる次第であります。今後におきましても厳しい社会経済情勢ではありますが、効率的な運営を図るとともに、下水道普及促進に一層努力する所存でありますので、変わらざるご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例制定の件のほか9件でございます。本組合運営上重要な案件でございますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますようお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。



◎議事日程の報告

○小川直志議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名

○小川直志議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、

1番 出雲敏太郎 議員

2番 持田敏明 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○小川直志議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成30年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○小川直志議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、監査委員より、平成29年11月分及び12月分に係る現金出納検査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎日程について

○小川直志議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及

び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件から日程第13、議案第10号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件までを一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



◎議案第1号～議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小川直志議長 日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件から日程第13、議案第10号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件までを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第1号から議案第10号につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。職員給与改定に準じ、議員、管理者及び副管理者の期末手当について所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。従来どおり、人事院勧告制度を尊重するという基本姿勢に立ち、現下の社会経済情勢等諸般の事情を勘案しつつ、国及び埼玉県給与改定に準じ、職員の給与を改定いたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例制定の件であります。国土交通省が定める市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考となる標準下水道条例との比較作業を行った結果、改正部分が広範囲にわたり、かつ規定の追加、削除、移動等が大幅に行われるため、全部改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業分担金条例制定の件であります。地方自治法第224条の規定に基づき、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、分担金を徴収することに関し、必要な事項を定めたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第5号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議をいたしたく、地方自治法第290条の規定により、本案を提出した次第であります。

次に、議案第6号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてであります。入間東部地区

消防組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合理約を変更することについて協議いたしたく、地方自治法第290条の規定により、本案を提出した次第であります。

次に、議案第7号 公共下水道の汚泥の処理に関する事務の委託についてであります。埼玉県へ公共下水道の汚泥の処理に関する事務を委託するため、埼玉県と協議をいたしたく、地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本案を提出した次第であります。

次に、議案第8号 工事委託協定の変更協定の締結についてであります。本協定は平成28年6月議会において議決をいただき実施しております。石井水処理センター水処理施設増設工事委託機械・電気設備工事につきまして、日本下水道事業団の発注に伴う請負差金等により当初協定額との差額が生じたため、当初協定額を減額し、協定金額を5億9,190万円とする工事委託協定の変更協定を締結いたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第9号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第4号）を定める件であります。歳入歳出それぞれ1億822万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億7,977万7,000円にしようとするものであります。

主な内容を申し上げますと、人件費につきましては、給与改定及び人事異動等に伴い過不足が生じたため、所要額の調整を行うとともに、各種事業費の確定に伴う減額等の措置を行うものであります。なお、減額により生じた構成市の負担金につきましては、構成市との協議により下水道整備基金へ積み立て、今後の活用を図ることといたしました。

次に、繰越明許費の補正につきましては、公共下水道に係る事業計画策定事業ほか1件について、年度内の完成が困難なことから、翌年度に繰り越して執行いたしたく、所要の措置を行うとともに、ポンプ場施設更新事業につきましては、事業費の確定により金額を変更するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、事業費の確定に伴い所要の措置を行うことといたしました。

次に、議案第10号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件であります。本予算案につきましては、各種事業を着実に実行するため、予算総額を前年度比1.9%増の43億5,100万円としたところであります。

予算編成に当たりましては、平成29年6月から下水道使用料の改定がされたものの、依然として構成市財政に支えられている状況であることから、構成市の財政事情を十分に考慮し、引き続き事務事業の徹底した見直しを行いました。

歳出面におきましては、計画的な処理区域拡大を目指し、水処理施設の増設、管渠工事の推進を図るほか、近年の集中豪雨に対応すべき雨水施設の整備・更新工事が必要となり、事業費の拡大が見込まれます中、簡素で効率的な財政運営を進めてまいります。

歳入面におきましては、国や県の予算編成や行財政制度の動向を的確に把握して補助金の確保に努め、本組合の最も重要な財政基盤である下水道使用料につきましても、財源の確保と使用者負担の公平性の観点から、収納率の一層の向上に努めてまいります。

以上、提案の理由を申し上げますが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○小川直志議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑については、議会運営についての申し合わせ事項により、通告のあった者から行うことといたします。

初めに、日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

5番、杉田恭之議員。

○5番（杉田恭之議員） 5番、杉田恭之でございます。議案第1号の件で1点質疑をさせていただきます。

月数等の変更は、全協でご説明いただいたわけですが、組合全体に係る影響額を伺いたいと思います。

○小川直志議長 中田総務課長、答弁。

○中田真一総務課長 お答えいたします。

議員及び管理者等の期末手当の額を改定することによる全体の影響額でございますが、平成29年度で約2万4,000円の増額となる見込みでございます。

以上であります。

○小川直志議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

5番、杉田恭之議員。

○5番（杉田恭之議員） 5番、杉田恭之でございます。この議案第2号について、これも1点質疑をさせていただきます。

これに係る、やはり組合全体の影響額ということでお伺いをいたします。

○小川直志議長 中田総務課長、答弁。

○中田真一総務課長 お答えいたします。

職員の給与改定に伴います全体の影響額でございますが、平成29年度の人件費としましては、職員38名で約240万円の増額となる見込みでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業分担金条例制定の件に対する質疑に入ります。

5番、杉田恭之議員。

○5番（杉田恭之議員） 5番、杉田恭之でございます。この議案第4号について、1点確認の意味で質疑をさせていただきます。

決算書のところで、以前寄附金というような項目があったと記憶しておりますが、いわゆるこの勘定科目の寄附金を分担金へと名称変更したものでしょうか、これについて伺います。

○小川直志議長 岡本業務課長、答弁。

○岡本義徳業務課長 お答えいたします。

これまでの坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道特別使用に関する取り扱い要綱に基づき納付をしていただいた寄附金につきまして、地方自治法第224条の規定に基づく分担金として徴収を行うため、新たに坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業分担金条例を定めるものでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてに対する質疑に入
ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号 公共下水道の汚泥の処理に関する事務の委託についてに対する質疑に入

ります。

11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 11番の高田克彦でございます。議案第7号 公共下水道の汚泥の処理に関する事務の委託について、これは埼玉県流域下水道に汚泥処理の委託をする内容であります。4点にわたって質疑をいたします。

1つは、これまでの経過。それから、どのような計画になるかということ。3つ目、当組合での汚泥処理の経費と比べてメリットはどうか。4点目、委託し切れない汚泥の処理の安定性について。以上、4点をお尋ねいたします。

まず、これまでの経過についてお尋ねいたします。

○小川直志議長 飯田維持管理課長、答弁。

○飯田清貴維持管理課長 お答えいたします。

下水汚泥の共同処理の関係につきましては、平成28年11月に埼玉県、市町、一部事務組合及び公益財団法人埼玉県下水道公社による下水道事業推進協議会総会において協議会が設立され、その分科会において汚泥の共同処理について検討がなされ、平成30年度からの実施が決定されました。その後、埼玉県下水道局と個別に下水汚泥の搬出先や搬出量等について協議を進め、当組合では平成30年4月から埼玉県へ委託する事前協議が調ったところであります。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 平成30年4月から埼玉県へ委託することが決まったということでもあります。この辺の予算上の措置というのを尋ねておかないといけないと思うわけなのですが、その点については答弁お願いしたいと思います。

○小川直志議長 飯田維持管理課長、答弁。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○小川直志議長 再開いたします。

飯田維持管理課長、答弁。

○飯田清貴維持管理課長 お答えいたします。

予算措置といたしましては、汚水事業維持管理費として10億747万7,000円のうち、汚泥処分の予算を持っております。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 恐らく決まったばかりだから補正予算にはのっけるのだと、これが中身なのでは

ないかなと、そんな印象を受けます。では、どのような計画になるか、2点目についてお尋ねします。

○小川直志議長 飯田維持管理課長、答弁。

○飯田清貴維持管理課長 お答えいたします。

どのような計画かにつきましては、埼玉県は流域下水道の焼却施設の余力分を有効活用することによって、単独公共下水道で発生する脱水汚泥の一部を受け入れ、新たな収入を得ることができ、市町及び一部事務組合は埼玉県へ搬出することにより処理費用が軽減することができ、双方にメリットが生じるような計画であります。当組合では、平成30年度の脱水汚泥の発生量を約1万2,500トンを見込んでおり、外部搬出量といたしましては、約6,100トンを予定しておりますが、そのうち埼玉県の新河岸川水循環センターへの搬出量は約2,000トンを見込んでおります。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 1万2,500トンあって、そして外部搬出としては6,100トン、広域流域下水道に2,000トンを搬出すると、ですから4,100トンぐらいは今までどおりお願いしていた民間業者をお願いすると、こういうことと、それから残りの6,000トンは坂戸、鶴ヶ島下水道組合の焼却施設で焼却をすると、こういうことでよろしいのですか。

○小川直志議長 飯田維持管理課長、答弁。

○飯田清貴維持管理課長 お答えします。

そのとおりでございます。

以上です。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） では、3点目として、当組合での汚泥処理の経費と比べてメリットはどのような点について、お尋ねしたいと思います。

○小川直志議長 飯田維持管理課長、答弁。

○飯田清貴維持管理課長 お答えいたします。

汚泥処理の経費とメリットの関係でございますが、下水汚泥の共同処理による処分単価につきましては、現時点では1トン当たり税抜き価格1万2,000円で埼玉県と協議を進めております。この単価をもとに平成28年度の実績による処分単価に運搬費も含めて算出したところ、約400万円の経費が削減される見込みとなっております。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） わかりました。新聞に大きく出た割には、現在の段階ではそんなに大きなメリットはないという感じはします。

4番目、委託し切れない汚泥の処理の安定性についてお尋ねします。

○小川直志議長 飯田維持管理課長、答弁。

○飯田清貴維持管理課長 お答えいたします。

委託し切れない汚泥処理の安定性につきましては、汚泥の共同処理による埼玉県への搬出以外には、セ

メント原材料用に3社、汚泥の肥料化用に1社、合計4社の民間会社に処分を委託しておりますが、民間会社の施設整備点検等が重なった場合は、汚泥の搬出に制限がかけられ、その処理に苦慮する場合がありますが、今回新たに埼玉県の流れ下水道を追加することにより、搬出先の選択枠がふえ、より一層の汚泥処理の安定化が図られるものと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 埼玉県の流れ下水道のキャパシティーというのですか、処理能力、これは東松山とかたしか加須だったのですか、そこからも受け入れるということでもありますけれども、そのキャパシティーはどのくらいあって、今後ふやしていくのか、ということは逆にこれまで貢献のあった民間業者の方々の処理量を減らしていくと、こういうことになるわけなのですが、その辺の見通しについてお尋ねしておきたいと思います。

○小川直志議長 飯田維持管理課長、答弁。

○飯田清貴維持管理課長 お答えいたします。

流域下水道全体の焼却能力といたしましては、1日当たり約1,500トン受け入れ、余力といたしましては、日約160トンと伺っております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

〔「今後の方向性について」の声〕

○小川直志議長 それは挙手して質問していただけますか。

11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 現在の処理能力はわかりますが、当組合として今後の方向性についてどういうふうに考えているのか、お尋ねしておきたいと思います。

○小川直志議長 飯田維持管理課長、答弁。

○飯田清貴維持管理課長 お答えいたします。

今後におきましては、焼却炉を休止し、汚泥を全量外部搬出に切りかえるように考えておりますが、今後は少しずつふやしていく予定でございます。

以上でございます。

○小川直志議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第8号 工事委託協定の変更協定の締結についてに対する質疑に入ります。

5番、杉田恭之議員。

○5番（杉田恭之議員） 5番、杉田恭之でございます。議案第8号 工事委託協定の変更協定の締結についてということで、1点質疑をいたします。

以前も同様な質疑を行ったわけでございますけれども、この議案書の中に変更理由ということが記されております。今回、9,800万の減額ということでございまして、詳しいその変更理由の内容を伺いたいと思います。

○小川直志議長 菊地建設課長、答弁。

○菊地征一建設課長 お答えいたします。

当初協定額と差額が生じた詳しい理由についてであります。今回の協定につきましては、機械電気工事が大半でございまして、日本下水道事業団では、協定締結後、工事発注に当たり機械設備等の見積もり内容を含め精査した結果による設計額の縮減と、日本下水道事業団の入札結果により請負差額等が生じ、9,810万円の減額となったものであります。

また、日本下水道事業団とは今後の事業におきましては、より精査した協定額となるよう協議を行ってまいります。

以上でございます。

○小川直志議長 5番、杉田議員。

○5番（杉田恭之議員） 5番、杉田恭之です。ただいまのご答弁で大体は理解したところでございますけれども、多数回、こういった減額ということで、減額であるからある意味よろしいのかどうかというような思いもするわけですが、言葉は大変悪うございますけれども、ではそもそもの当初の協定がどんぶりのりではなかったかというようなことを鑑みますと、その段階においてあらゆる調査等を精査をさせていただいて、事に臨んでいただきたいということを要望いたしまして、質疑を終わります。

○小川直志議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第9号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第4号）を定め

る件について質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第10号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の事務調査について

○小川直志議長 日程第14、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しておきましたとおり、本件は閉会中の事務調査とすることにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。



◎議長の挨拶

○小川直志議長 以上をもって今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には早朝からお集まりいただきまして、熱心にご討議いただきました。まことにありがとうございました。また、スムーズなご議決につきましてもご協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。

この平成29年度もいよいよ終わりに近づき、30年度という年を迎えます。皆様方にはご健勝にてご活躍を心からお願い申し上げまして、お礼の言葉といたします。ありがとうございました。



◎管理者の挨拶

○小川直志議長 管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 慎重ご審議をいただきまして、ありがとうございます。

また、議員皆様のご協力によりスムーズのうちに無事終了することができました。ありがとうございます。

異常な天候が続いておりますので、体調管理が非常に難しいです。皆様、お体十分ご留意いただきまして、ご健勝にてご活躍いただきますようご祈念いたしまして、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前10時49分)

○小川直志議長 これをもちまして、平成30年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。